

# お茶の水女子大学学報

第 49 号

お茶の水女子大学庶務課発行

目	次
関係法令	1
学内規程	1
人事	4
通知	7
日誌(抄)	7
書報	8

## 関係法令

### 【法律】

〇一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(法律第118号, 11月13日官報)

### 【規則】

〇現行の法律、命令及び規則の廃止の一部を改正する規則(人事院規則第1-4号, 11月13日官報)

〇俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院規則第9-6号, 11月13日官報)

〇初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則(人事院規則第9-8号, 11月13日官報)

〇通勤手当の一部を改正する規則(人事院規則第9-24号, 11月13日官報)

〇初任給調整手当の一部を改正する規則(人事院規則第9-34号, 11月13日官報)

〇教職調整額の支給方法等の一部を改正する規則(人事院規則第9-57号, 11月13日官報)

〇最高号俸等を受ける職員の俸給の切替えに関する規則(人事院規則第9-60号, 11月13日官報)

## 学内規程

〇お茶の水女子大学学長候補者選考規程の改正

お茶の水女子大学学長候補者選考規程を次のように改正する。

お茶の水女子大学学長候補者選考規程

第1条 学長候補者の選考は、教育公務員特例法第4条の規定に基づき、協議会がこの規程により行なう。

第2条 協議会は、次の場合に学長候補者の選考を行なう。

- 1 学長の任期が満了するとき
- 2 学長が辞任を申し出たとき
- 3 学長が欠員となったとき

第3条 学長候補者の選考は、前条第1号の場合にあつては原則として30日前までに、前条第2号および第3号の場合にあつては可及的すみやかに行なうものとする。

第4条 学長候補者は、本学の内外を問わず学識、閱歴、人格、識見等より本学学長として適任と思われる者のうちから選考する。

第5条 協議会は、学長候補者を選考するため、別表に定める選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)の投票により、2次に分けて選挙を行なう。

第6条 第1次選挙は、2名以内の連記無記名投票を行ない、得票順に上位10名を第1次当選者とする。ただし、末位に同点者があるときは、これを加える。

2 当選者は、得票順に公示する。

第7条 第2次選挙は、前条の第1次当選者について単記無記名投票を行ない、有効投票数の過半数の得票者を第2次当選者とする。

2 前項の場合において得票過半数の者がいないときは、繰り返し投票を行なう。この場合、2回の投票を行なってもなお得票過半数の者がいないときは、最終回の得票順により高点者2名について決選投票を行ない、得票多数の者を当選者とする。ただし、同点のときは決選投票を重ねる。

3 前項により難い場合は、別に定めるところによる。

第8条 協議会は、選挙管理委員会を設置し、選

挙事務を委嘱する。

2 選挙管理委員会に関する事項は、別に定める。

3 選挙管理委員が第1次当選者となったときは、同委員は交替しなければならない。

第9条 協議会は、選挙の結果に基づき、第2次当選者を学長候補者とし、学長又はその代理者に報告する。

第10条 学長候補者に対する就任交渉は、協議会がこれに当る。

第11条 学長候補者が学長となることを受諾しないときは、他の第1次当選者について第7条に規定する選挙を繰り返し行なう。

第12条 各選挙の定足数は、第1次選挙にあっては、3分の2、第2次選挙にあっては4分の3とする。

2 定足数に満たないときは、別に期日を定めて行なう。

第13条 正当な事由のある者の不在投票は、第7条第2項および別に定める場合を除き、これを認める。

2 委任および代理の投票は認めない。

第14条 各選挙は、それぞれ1日中に完了するように行なわなければならない。

第15条 各選挙は、公示の日よりそれぞれ1週間後に行なうものとする。ただし、第2次選挙日は、第1次選挙日から2週間以上経過した日で行なければならない。

第16条 学長の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、再任の任期は2年とし、5年を超えて在職することはできない。

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、細則で定める。

第18条 この規程の改正および実施上疑義あるときは、協議会がこれを決する。

附 則

1 この規程は、昭和47年11月8日から施行する。

2 お茶の水女子大学学長候補者選挙管理委員会規程は、廃止する。

(別 表)

学長候補者選挙権者

1 選挙権者は、各選挙の公示日現在在職する者に限る。ただし、海外旅行、休職、長期休暇又は就業禁止期間中の者を除く。

2 選挙施行日までに退職した者は、選挙権を

失なう。

3 選挙権について疑義あるときは、協議会がこれを判定する。

2 第1次選挙権者

本学専任の文部教官、文部事務官および文部技官

3 第2次選挙権者

学長、本学専任の教授、助教授、講師および本学専任の職員で教授又は助教授を兼ねる者。

○お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則の制定

お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則を次のように制定する。

お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則

第1条 お茶の水女子大学学長候補者選考規程(以下「規程」という。)第17条の規定に基づき、この細則を定める。

第2条 規程第8条第1項の規定に基づき、協議会が設置する選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、次の委員をもって構成する。

- 1 各学部教授会中より1名ずつ  
選出された者 3名
- 2 助手中より選出された者 1名
- 3 附属学校園教諭中より選出された者 1名
- 4 文部事務官および文部技官中  
より選出された者 2名

第3条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選による。

第4条 委員長は、委員会を代表し、選挙事務を管理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は選挙権者の資格を調査し、協議会の承認を得て、選挙権者名簿を作成する。

2 規程別表中「就業禁止期間中の者」とは、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第16条第2項各号および第17条第6項に規定する場合をいう。ただし、選挙当日産後5週間を経過する予定の女子職員が、選挙権の行使を希望した場合は、これを選挙権者としてすることができる。

第6条 委員会は、投票の場所、投票日時等選挙に必要な事項をあらかじめ文書をもって選挙権者に通知する。

第7条 投票用紙は別紙様式のとおりとし、選挙

当日投票場において、前条の通知書の提示を求めて交付する。

ただし、選挙当日正当な事由で投票できない旨の申し出のあった場合においては、事情を調査したうえで事前に投票用紙を交付する。

第8条 前条ただし書による投票用紙の交付を受けた選挙権者は、必要事項を記入し、密封した封筒に署名押印のうえ、投票日の前日までに委員会に提出しなければならない。

第9条 委員会は、投票の際は投票箱の管理に当たり、常時3人以上の委員が立ち合わなければならない。

第10条 委員会は、開票の際は、次の各号に定めるところにより有効無効の判定に当る。この場合、委員の3分の2以上の出席を必要とし、その判定は委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長が決するところによる。

1. 同一人を連記した投票は、これを1票とし有効とする。
2. 所定の投票用紙によらない投票は、無効とする。
3. 所定以上の連記投票は、無効とする。
4. 第2次投票に当って、第1次当選者以外の氏名を記入したものは無効とする。
5. 投票用紙に必要事項以外のことを記入したものは無効とする。

第11条 委員会は、第1次選挙の当選者名に得票順位および経歴(生年月日,最終学歴,学位,現職又は元職)を付し、大学公示用および各部署

の掲示板に公示する。

第12条 委員会は、規程第7条第2項に規定する繰り返し投票を行なった場合、そのつど得票数を教授会および教授会構成員以外の第2次選挙の有権者に報告する。

第13条 規程第7条第3項の規定に基づき、同条第2項後段の規定により難い場合の取り扱いを、つぎのとおり定める。

1. 最高点者が2名を超えるときは、最高点者全員について投票を行ない、上位者2名を決定する。その結果なお同点者が2名を超えるときは、繰り返し投票を行ない上位者2名をとる。
2. 最高点者が1名で、次点者が1名を超えるときは、次点者全員について投票を行ない、前号の方法に準じて1名をとる。

第14条 第2次選挙によって、当選者が確定したとき、委員長はただちにその旨を協議会に報告するとともに、大学公示用および各部署の掲示板に公示する。

第15条 委員長は、選挙管理事務が終了したときは、各選挙の記録を整理してこれを学長又はその代理者に提出しなければならない。

第16条 選挙に関する事務は、委員長の管理の下に庶務課において行なう。

第17条 各選挙の記録は、庶務課に備え付け有権者の閲覧に供する。

附 則

この細則は、昭和47年11月8日より実施する。

別 紙

お茶の水女子大学学長候補者選挙管理委員会 印		候補者氏名	第一次学長候補者選挙投票用紙
		候補者を確認するに たる現職・元職または 住所等	

お茶の水女子大学学長候補者選挙管理委員会 印	記号記入欄	第一次選挙当選者中 から最適任者一名の 氏名を記入してくだ さい。	第一次学長候補者選挙投票用紙
	(候補者氏名)		

お茶の水女子大学学長候補者選挙管理委員会 印	掲出の候補者中から一名の氏名を記入してください。	学長候補者決選投票用紙 記号記入欄

## 人事

### ○人事異動

#### ◎採用関係

昭和47年10月23日

脇屋 貞子

文部教官（附属高等学校教諭）に採用する。

昭和47年11月16日

黒沢 秀子

文部教官（助手文教育学部）に採用する。

#### ◎配置換関係

昭和47年11月1日

文部教官（助教授家政学部） 水野 悌一  
助教授保健管理センターに配置換する。

文部技官（厚生課） 吉崎 静枝  
保健管理センターに配置換する。

#### ◎昇任関係

昭和47年10月1日

文部教官（東京大学助手物性研究所）

丸山 有成

助教授理化学部に昇任させる。

昭和47年11月16日

文部教官（助手家政学部） 島田 淳子

講師家政学部昇任させる。

#### ◎併任関係

昭和47年10月1日

文部教官（教授文教育学部） 和田 久徳  
文教育学部長に併任する。

併任の期間は昭和49年8月31日までとする。  
評議員に併任する。

併任の期間は昭和49年9月30日までとする。

文部教官（教授理化学部） 阿阪 三郎  
同（同） 津山 尚  
同（同） 柳田 為正  
評議員に併任する。

併任の期間は昭和48年9月30日までとする。

昭和47年11月1日

文部教官（助教授保健管理センター）

水野 悌一

保健管理センター所長に併任する。

併任の期間は昭和49年10月31日までとする。

助教授家政学部併任する。

併任の期間は昭和48年3月31日までとする。

文部技官（保健管理センター）吉崎 静枝  
厚生課に併任する。

#### ◎併任解除関係

昭和47年10月1日

文部教官（教授文教育学部） 木原 研三  
文教育学部長の併任を解除する。

評議員の併任を解除する。

文部教官（教授理化学部） 坂上 治郎

同（同） 中西 正城

同（同） 荒木 忠雄

評議員の併任を解除する。

昭和47年11月1日

文部教官（教授理化学部） 太田 次郎

保健管理センター所長事務取扱を免ずる。

#### ◎退職関係

昭和47年9月30日

文部技官（施設課） 斎藤 佐七

死亡

昭和47年10月22日

文部教官（附属高等学校教諭）飯塚 霞子

辞職を承認する。

## ○非常勤講師

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は 併任の期間	本務その他
47.10.21	併任	有末武夫	文・地	48. 3. 31	群馬大学助教授
◇	◇	長尾十三二	文・教	◇	東京教育大学助教授
◇	採用	神田道子	◇	◇	東洋大学講師
◇	併任	木原健太郎	◇	◇	国立教育研究所
◇	◇	内山喜久雄	◇	◇	東京教育大学助教授
◇	◇	永野重史	◇	◇	国立教育研究所
◇	採用	寺内礼二郎	◇	◇	中央大学助教授
◇	併任	青井水月	文・体	◇	東京教育大学助教授
◇	採用	米山文明	文・音	◇	
◇	併任	原 朗	文・共通	◇	東京大学助教授
◇	◇	市川昭午	文・教	◇	国立教育研究所
◇	◇	平野敬一	文・英	◇	東京大学教授
◇	採用	佐野昭子	◇	◇	
◇	併任	朝倉隆太郎	一般教育	◇	宇都宮大学教授
◇	採用	鯛谷 隆	文・体	◇	東京女子体育大学助教授
◇	◇	関 鈴子	◇	◇	日本女子体育大学 ◇
◇	併任	小山正忠	文・地	◇	農林省農業技術研究所
◇	採用	岡本哲治	文・共通	◇	学習院大学教授
◇	◇	川添利幸	一般教育	◇	中央大学教授
◇	◇	淡路剛久	◇	◇	立教大学助教授
◇	併任	伊藤清三	理・数	◇	東京大学教授
◇	◇	新納文雄	◇	◇	◇ ◇
◇	◇	野田春彦	理・化	◇	◇ ◇
◇	◇	原 襄	理・生	◇	◇ 助教授
◇	◇	佐渡敏彦	◇	◇	国立放射線医学総合研究所
◇	◇	藤田長子	理・共通	◇	東京大学講師
◇	◇	小嶋美都子	◇	◇	◇ 助手
◇	採用	高橋博彰	理・化	◇	早稲田大学教授
◇	併任	木下 実	◇	◇	東京大学助教授
◇	◇	小林 宏	◇	◇	東京工業大学助教授
◇	◇	山崎 誠	◇	◇	東京大学助教授
◇	◇	富永博夫	◇	◇	◇ ◇
◇	◇	柿沢 寛	◇	◇	東京教育大学助教授
◇	◇	松尾禎士	◇	◇	◇ ◇
◇	任用更新	高橋恒郎	理・数	◇	◇ ◇
◇	併任	山崎圭次郎	◇	◇	東京大学教授
◇	◇	小西真理子	◇	◇	東京工業大学助教授
◇	採用	八木江里	理・物	◇	東洋大学助教授
◇	併任	藤田暉通	家・食	◇	東京大学 ◇
◇	採用	松元文子	◇	◇	

発令年月日	異動種目	氏名	所属	任期又は 併任の期間	本務その他
47.10.21	採用	武 保	家・食	48. 3.31	女子栄養大学教授
〃	併任	岡田 稔	〃	〃	水産庁東海区水産研究所
〃	〃	宮崎 基嘉	〃	〃	国立栄養研究所
〃	採用	小原 哲二郎	〃	〃	東京農業大学教授
〃	併任	藤 卷 正生	〃	〃	東京大学教授
〃	採用	石川 松太郎	〃	〃	和洋女子大学教授
〃	併任	養田 泰治	〃	〃	東京大学助教
〃	〃	吉川 誠次	〃	〃	食糧庁食糧研究所
〃	採用	梅本 菊子	〃	〃	〃
〃	〃	原田 隆子	家・被	〃	東京家政学院大学講師
〃	併任	磯田 浩	〃	〃	東京大学教授
〃	〃	石川 欣造	〃	〃	東京工業大学教授
〃	〃	石毛フミ子	〃	〃	東京学芸大学 〃
〃	任用更新	飛田 満彦	〃	〃	講師 (本学家政学部)
〃	〃	板谷 麗子	家・家経	〃	東京家政学院大学講師
〃	併任	大森 和子	〃	〃	東京学芸大学教授
〃	採用	杉 靖三郎	〃	〃	専修大学教授
〃	〃	藤井 正一	〃	〃	芝浦工業大学教授
〃	〃	瀬川 昌也	家・児	〃	〃
〃	〃	市村 潤	〃	〃	金沢工業大学講師
〃	〃	中野 繁喜	〃	〃	専修大学助教
〃	併任	坂野 潤治	文・史	〃	千葉大学助手
〃	採用	石井 摩耶子	〃	〃	独協大学講師
〃	任用更新	広田 冒義	文・仏	〃	一橋大学助教
〃	併任	鈴木 秀夫	文・地	〃	東京大学 〃
〃	〃	西平 梅子	文・体	〃	山梨大学講師
〃	任用更新	吉田 敬一	文・体	〃	国立公衆衛生院
〃	併任	佐藤 絢子	一般教育	〃	本学附属中学校教諭
〃	〃	四倉 良子	〃	〃	〃 附属高等学校教諭
〃	採用	仁科 伸彦	〃	〃	芝浦工業大学講師
〃	〃	石川 孝夫	理・教職	〃	東京理科大学教授
〃	併任	阿久沢 栄太郎	文：教職	〃	本学附属小学校教諭
〃	〃	加藤 康順	〃	〃	〃
〃	〃	富平 美喜	〃	〃	〃
〃	〃	山脇 芙美子	家・食	〃	本学附属高等学校教諭
47.10.24	採用	大塚 紀美子	附 高	〃	〃
47.10.31	併任解除	池田 裕恵	〃	〃	本学助手文教育学部
47.11. 1	採用	大橋 京子	〃	48. 3.31	〃
47.11.20	併任解除	山脇 芙美子	家・食	〃	本学附属高等学校教諭

## ○非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期又は任用 予定期間の終期	備考
47. 9. 21	採用	丹羽 恵	家政学部	教務補佐員	48. 3. 31	東京医科歯科大学 助手
47. 10. 1	〃	熱海 智子	〃	〃	〃	
〃	任用更新	高松 理恵	〃	〃	〃	
〃	採用	広田 道代	理学部	事務補佐員	〃	
〃	併任	土屋 滋	厚生課	学校医	〃	

## ○学内委員等

昭和47年10月1日

助教授 大口勇次郎  
 〃 宮川 幸久  
 〃 石和 貞男  
 講師 黒田 淑子

学生委員会委員を命ずる。

任期は昭和48年9月30日までとする。

助教授 森下はるみ  
 〃 清水 碩  
 教授 山室 周平

学寮委員会委員を命ずる。

任期は昭和48年9月30日までとする。

教授 井本 農一

施設計画委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年9月30日までとする。

教授 頼 惟勤

附属図書館運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年3月31日までとする。

教授 和田 久徳

附属図書館運営委員会委員を免ずる。

教授 岡嶋 正枝

一般教育委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年9月30日までとする。

教授 曾根 興三

予算委員会委員を命ずる。

任期は昭和48年9月30日までとする。

助教授 米田 満樹

生物学科主任を命ずる。

任期は昭和48年9月30日までとする。

昭和47年11月4日

教授 浅海 重夫  
 〃 中西 正城  
 助教授 清水 碩  
 〃 伊藤 厚子  
 〃 中島 利誠  
 〃 五十嵐 脩

ラジオアイソトープ実験室運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年11月3日までとする。

## 通 知

## ○昭和48年度文部省在外研究員の募集について

次のとおり募集します。

提出期限

1. 長期（甲種）研究員および短期研究員については、昭和48年1月31日
2. 長期（乙種）研究員については、昭和48年2月28日
3. 長期（乙種一留学生）研究員については、昭和48年6月30日

## 日 誌（抄）

- 10月1日（日） } 関東甲信越地区国立大学学長会議  
 4日（水） }  
 2日（月） 学生委員会、保健管理センター運営委員会、大学院（家）入試  
 3日（火） 一般教育委員会

10月3日(火) } 第10回全国厚生補導研究集会  
 5日(木) }  
 3日(火) } 前学期末試験  
 9日(月) }  
 4日(水) 各学部教授会  
 5日(木) 大学院(家)合格者発表  
 9日(月) 名誉教授称号授与式  
 11日(水) 評議会, 学寮委員会  
 16日(月) } 国立7大学理学部長会議  
 17日(火) }  
 17日(火) 10月卒業者証書授与式  
 23日(月) 昭和48年度卒業, 修了者に対する健康診断  
 24日(火) 学生委員会, 附属学校運営委員会  
 25日(水) 学生部長選考委員会, 人文科学紀要編集委員会, 後期授業料減免選考委員会  
 25日(水) } 国立17大学理学部長会議  
 26日(木) }  
 26日(木) 国立25大学理学部長懇談会  
 30日(月) 学寮委員会, 学寮協議会, 附属学校運営委員会  
 31日(火) 予算委員会, 学生会館臨時運営委員会

11月1日(水) 各学部教授会, 学生部長選挙(1次)  
 8日(水) 評議会, 学生委員会, 学生連絡協議会, 拡大学生連絡協議会  
 9日(木) 体育祭  
 9日(木) } 第10回全国大学保健管理研究集会  
 10日(金) }  
 11日(土) } 德音祭  
 12日(日) }  
 13日(月) 附属校園長選考委員会  
 15日(水) 各学部教授会, 学生部長選挙(2次)  
 17日(金) 入試委員会, 教務委員会, 図書館運営委員会, 学生連絡協議会  
 20日(月) 学寮委員会, 学寮協議会, 附属学校運営委員会  
 21日(火) 永年勤続者表彰式, 施設計画委員会  
 22日(水) 教務委員会, 学生連絡協議会, 昭和48年度日本育英会大学院予約奨学生選考会議, 昭和47年度日本育英会特別・一般奨学生(1年2次)選考会議  
 24日(金) 院生協議会  
 27日(月) 教務委員会  
 28日(火) 一般教育委員会, 臨時学生大会

## 諸 報

### ○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理学部 助教授	小川洋輔	アメリカ合衆国	ブラウン大学において微分幾何学研究のため	47.10.1 ) 48.9.30	出張 (在研一長期)
家政学部 教授	稲垣長典	中 華 民 国 (台 湾)	中国化学会創立40周年大会において特別講演および学術交流	47.10.19 ) 47.10.24	出張

### ○職員住所

【住所変更】



## 【新・転任者住所】

## ○児童手当の支給範囲の拡大について

児童手当の支給対象者が、昭和48年4月1日から次のように改正されます。

	現 行	改 正
対象児童	昭和42年1月2日 以降に生まれた 児童	昭和38年4月2日 以降に生まれた 児童

## 訃 報

文部技官（施設課）斉藤佐七氏には、かねて病氣療養中のところ9月30日逝去されました。享年60才。ここに謹んで哀悼の意を表します。